

6 子ども等の安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 交通安全教育の推進

(担当課：警察本部交通企画課)

交通安全教育により子ども等の交通安全の確保を図ります。

○ 現状と課題

子どもに対する交通安全教育は、幼児、小学校低学年については腹話術、着ぐるみ、紙芝居、模擬信号機等を活用して、子どもが楽しく理解できるような交通安全教室を実施し、小学校の中・高学年については、スタントマンを活用した自転車安全運転実践教室を実施して、子どもの交通事故防止と交通安全意識の向上を図っています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

これまで実施している交通安全教育を継続実施するとともに、子ども等にわかりやすい横断歩道進行曲等「歌」を活用した交通安全指導や、新しい教育システム「あやとりい」を活用し交通安全教育の充実を図ります。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
交通安全教育の推進	実施回数	回	1,300	1,400	警察本部交通企画課

イ チャイルドシートの正しい使用の推進

(担当課：警察本部交通企画課)

チャイルドシートを含む全席シートベルトの着用促進を図ります。

○ 現状と課題

チャイルドシートについては、平成20年6月の改正道路交通法により義務化された全席シートベルト着用を含めて、その着用の徹底を図るため、各種イベント等におけるシートベルトコンビンサーを活用したシートベルトの着用教室や母親対象のチャイルドシート着用教室の交通安全教育を実施しています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

これまで実施している参加体験実践型の交通安全教育を継続実施するとともに、JAF等関係機関・団体と連携し、さらなる着用の徹底について、あらゆる機会を通じて広報啓発を図ります。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
チャイルドシートの正しい使用の推進	実施回数	回	20	30	警察本部交通企画課

ウ 自転車の安全利用の推進

(担当課：警察本部交通企画課)

参加体験実践型の安全教育を中心に安全利用の推進を図ります。

○ 現状と課題

参加体験実践型の自転車教室、毎年5月に実施される「全国自転車月間」における取り組み等により、自転車のマナーアップ、児童等のヘルメット着用、TSマークの加入、反射材の活用等

自転車の安全利用の推進を図っています。また、本年6月から幼児二人を乗車させる「幼児同乗自転車」が容認されたことから、保護者等利用者に自転車の安全方法について指導を実施する必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

これまでの取り組みを継続しつつ、関係機関団体と連携して「幼児同乗用3人乗り自転車」の正しい利用について指導教養を実施します。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
自転車の安全利用の推進	実施回数	回	160	200	警察本部交通企画課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 関係機関と連携しての活動

(担当課：青少年・児童家庭課、警察本部少年課)

県民総ぐるみの運動を展開し、青少年の健全育成に努めます。

○ 現状と課題

県内における青少年の現状は、依然として、深夜はいかいや飲酒で補導される少年が全国に比べ高い水準にあります。

深夜はいかいや飲酒は心身の成長に悪影響を及ぼすだけでなく、事件・事故に巻き込まれる危険性を高めるほか、窃盗等の犯罪行為に走る可能性を高めることから、これらの防止が課題となっています。

「青少年の深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止県民一斉行動」等、各季における青少年県民運動や、「沖縄県青少年育成大会」を通して、県民総ぐるみの運動を展開しているところです。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

青少年を取り巻く現状を踏まえた効果的な活動を展開します。

- ① 「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」等、各季の運動を関係機関連携して実施します。
- ② 「少年を守る日」での補導活動等、少年補導・指導員や市民ボランティアによる街頭指導・補導活動を実施します。
- ③ 青少年への声かけ運動を展開し、非行防止や子どもたちを巻き込む事件・事故防止に努めます。
- ④ 少年警察ボランティア等を活用した立ち直り・居場所づくり、警察官等による非行防止教室を実施します。
- ⑤ 立入調査員による社会環境実態調査を実施し、青少年を取り巻く環境の改善に努めます。
- ⑥ 広報ポスター等による広報啓発活動を実施します。

○ 県の関連事業名

青少年健全育成啓発事業費、青少年育成県民運動推進費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
青少年の深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止県民一斉行動	参加延べ人数	人	12,559	13,200	青少年・児童家庭課
青少年の深夜はいかい防止作文・ポスター・標語募集	応募総数	点	2,780	5,100	青少年・児童家庭課

イ 学校と連携しての活動

(ア) 地域ぐるみ学校安全体制の充実

(担当課：教育庁保健体育課)

子どもの安全を確保するため「子ども安全・安心プロジェクト」を推進します。

○ 現状と課題

県警察本部のまとめによると、平成 20 年度、県内の子どもたちに対する声かけ事案は 49 件発生しており、平成 17 年度から、横ばいの状況にあります。

各学校や地域においては「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」や「子ども安全・安心プロジェクト」の取組により、スクールガード（学校安全ボランティア）による「見守り活動」や「子ども地域安全マップづくり」による危険回避能力の育成、また、警察をはじめ、関係機関・団体等と連携した「安全教室」等の実施により、子どもの安全確保を図っていますが、子どもが被害に遭う略取未遂やわいせつ事案等が後を絶たず、憂慮すべき状況にあります。

「地域の子は地域で守る」という観点に立ち、引き続き、地域ぐるみで子供たちの安全確保に取り組むとともに、さらに家庭や地域・関係機関等と連携を密にし、不審者情報等の共有化や「ちゅらさん運動」の取組を充実させることで犯罪及び事故等の未然防止に努める必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

- ① 子どもの「見守り活動」充実のため、スクールガード（学校安全ボランティア）の拡大を図ります。
- ② 子どもたちや保護者等がともに地域をフィールドワークし、地域の人とふれあいながら、危険箇所、安全箇所等を点検した「地域安全マップ」の普及・促進を図ります。
- ③ 各学校において、安全教室等が円滑に実施されるよう関係機関・団体等との連携を図るとともに、学校安全に関する研修等や指導資料等の充実を図ります。
- ④ 安全で安心なまちづくりに関する取組、「ちゅらさん運動（ちゅらひとづくり・ちゅらまちづくり・ちゅらゆいづくり）」を推進し、犯罪等の未然防止に努めます。

○ 県の関連事業名

ちゅらさん運動（ちゅらうちな一安全なまちづくり条例による取組）

〔事務局：県警安全なまちづくり推進課・教育庁保健体育課・文化環境部県民生活課〕

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
児童生徒(保護者同伴含む)による地域安全マップ作成	作成学校数	校	200	437	教育庁保健体育課

(イ) スクールサポーターの配置

(担当課：警察本部少年課)

スクールエリア指定校へのスクールサポーター配置による少年の非行防止と健全育成活動を実施します。

○ 現状と課題

平成 21 年度はスクールサポーター 2 名増員し、計 6 名をスクールエリア指定中学校 6 校（那覇市 3 校、浦添、宜野湾、沖縄各 1 校）に配置し、非行グループの検挙解体、居場所づくり、立ち直り支援活動等により少年の非行防止及び健全育成活動を実施しました。

大学生少年サポーターを活用した学習支援、立ち直り支援活動により配置中学校では、非行等

問題行動が減少するとともに学校環境の改善、学校と関係機関、地域ボランティアとの連携が図られる等の効果がありました。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

平成19年4月から新規施策として、学校・関係機関、地域と連携し、中学校を対象とした健全育成のための「スクールエリア対策」を行っていますが、同施策が効果的に推進され、各種非行問題等が改善される等の効果が現れており今後も継続する予定です。

○ 県の関連事業名

スクールエリア対策

(ウ) 安全学習支援授業

(担当課：警察本部少年課)

子ども達を非行から守る予防教育と保護者等に対する広報啓発活動を推進します。

○ 現状と課題

県教育庁、学校等と連携し規範意識高揚を図るための非行防止教室及び安全学習支援隊による安全学習支援授業を実施しています。

平成20年中の実施状況

非行防止教室：小学校126校で245回実施 安全学習支援授業：139校、47機関団体に対し249回実施

非行が低年齢化、集団化、悪質化傾向にあることや子どもの犯罪被害が増加傾向にあることから規範意識高揚や子どもを犯罪被害から守るための非行防止教室、安全学習支援授業等を拡充する必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

インターネット、携帯電話による誹謗中傷等のいじめの問題、飲酒問題、非行の低年齢化等が増加傾向にあることから、教育庁と連携し、これまで以上に非行防止教室の拡充、安全学習支援事業の運用等について検討し、予防教育と保護者等に対する広報啓発を推進します。

ウ 地域と連携しての活動

(担当課：警察本部安全なまちづくり推進課)

子ども110番の家の委嘱を拡充します。

○ 現状と課題

子どもを狙った凶悪犯罪が全国的に多発する中、県内においても、その前兆事案となり得る「声かけ事案」が後を絶たないなど、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にあります。そのような事案の防止のひとつとして、子どもが被害に遭いそうになった時に駆け込める「子ども110番の家」は、平成21年9月末現在6,431件委嘱されていますが、他府県と比較するとまだまだ少ない状況であり、また被委嘱者の高齢化や、委嘱店舗の閉店などの課題もあります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

自治会や企業と連携し、子ども110番の家委嘱拡充を図ります。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
子ども110番の家委嘱促進	設置箇所数	件	6,550	10,000	警察本部安全なまちづくり推進課

(3) 少年被害者支援対策の推進

(担当課：警察本部少年課)

被害児童の保護及び関係機関と連携した支援活動を推進します。

○ 現状と課題

被害少年に対しては、各種警察活動を通じて早期発見、保護に努め、被害者支援カウンセラーや大学生少年サポーターを活用し個別のカウンセリング、学習支援等の立ち直り支援活動を行っているほか、子育てに悩む保護者を対象とした保護者カウンセリング（コスモス会）を開催するなど、学校、関係機関と連携して各種立ち直り支援活動を実施しています。

児童虐待事案については、各種警察活動により早期発見に努め、児童相談所や医療機関等の関係機関と連携のうえ、被害児童の安全確認や安全確保を最優先に積極的な事件化、児童虐待の防止等に関する法律に基づく通告のほか、平成19年1月に知事部局と締結した「児童虐待防止対策等に関する協定書」に基づき情報を共有し支援活動を行っています。

なお、児童虐待事案は、年々増加するなど深刻化しており、一時保護所等施設の整備や関係機関等が連携を強化して迅速に対応できる体制を整備する必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

- ・被害児童の早期把握、安全の確認と安全確保のための諸対策の推進
- ・被害少年に対するカウンセラーによるカウンセリング実施による精神的負担の軽減等の立ち直り支援の実施
- ・要保護児童対策として、児童相談所や関係機関と連携した再被害防止対策の推進
- ・保護者カウンセリング（コスモス会）の継続
- ・保健師等と連携した児童買春等性被害児童への個別指導・教育の実施

○ 県の関連事業名

保護者カウンセリング事業、安全学習支援授業

(4) 少年育成支援活動の推進

ア 子どもの居場所づくり

(担当課：警察本部少年課)

青少年が健やかに育つための居場所づくりを推進します。

○ 現状と課題

本県においては、非行の低年齢化が顕著に認められ、保護者の監督能力の低下等を背景に非行等問題行動を繰り返す中学生が多い現状にあることから、学校、少年警察ボランティア等と連携し、沖縄の伝統芸能、自然を生かした居場所づくり（エイサー、三線、ハーリー、旗頭等）や少年警察ボランティア、地域とのスポーツ交流を行っています。

非行等問題行動を繰り返す少年の居場所づくり、立ち直り支援活動への地域の関わりが依然に比べ希薄化している現状があり「地域の子どもは地域で守り育てる」の精神のもと、地域全体による子どもたちへの多種多様な居場所づくりが求められています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

- ・沖縄の伝統芸能、自然を生かした居場所づくりの実施
- ・スポーツ交流等世代間交流等ができる居場所づくりの実施

- ・少年柔道・剣道教室の実施

イ 喫煙・飲酒問題対策

(担当課：警察本部少年課)

青少年の喫煙・飲酒非行の未然防止とその対応策を実施します。

○ 現状と課題

本県における不良行為少年の実態は、飲酒による補導が少年人口比で全国と対比すると、全国1位（全国平均の6.6倍）、喫煙が全国7位（全国平均の1.5倍）となっています。飲酒補導の約6割が深夜の時間帯であり、飲酒がらみの事件事故も発生している現状があります。

また、喫煙に関しても、中学生・高校生の占める割合が約5割、無職少年が約3割で、全体の約4割が深夜の時間帯の補導となっています。このように、飲酒・喫煙ともに深夜はいかいと大きな関係があります。

少年が深夜はいかいしている現状、酒や煙草等を容易に入手出来る環境等を含めた対策をこれまで以上に講じる必要があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

- ・酒や煙草を販売している店舗等に対する指導や、協力体制をこれまで以上に構築します。
- ・一般県民に対する広報啓発活動の強化。
- ・非行防止教室の継続推進と拡充。（未然防止のため、思春期に至る前の対策）
- ・街頭活動により飲酒・喫煙・深夜徘徊等の不良行為で補導された少年については、保護者への連絡と指導を確実に実施するとともに、集団飲酒事案等については、少年及び保護者を交えた非行防止教室を個別に実施し、その危険性について学習させる等対策しているので、今後も徹底していきます。

○ 県の関連事業名

小・中・高校及び保護者、関係者等に対する安全学習支援授業（非行防止教室）の実施

(5) 「ちゅらさん運動」の広報啓発の推進

(担当課：県民生活課)

県、市町村、事業者、県民、学校、警察が一体となって、犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指し、「ちゅらさん運動」を推進します。

○ 現状と課題

「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」に基づき、犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指し、県、市町村、事業者、県民、学校、警察が一体となって、ちゅらひとづくり、ちゅらまちづくり、ちゅらゆいづくりの3つの柱からなる「ちゅらさん運動」を推進しています。

具体的には、ちゅらひとづくりとして、青少年の被害防止活動、青少年の居場所づくり、地域安全マップの作製、地域のあいさつ運動の励行等の子どもたちの健全育成を推進し、ちゅらまちづくりとして、防犯性に配慮した道路、公園、学校等の整備による安全・安心な環境整備を推進しています。さらに、ちゅらゆいづくりとして、地域防犯リーダーの育成等により自主防犯活動を促進し、子どもたちの安全を確保し、次世代を育成していく活動を展開しています。

今後も、「ちゅらさん運動」を担う各主体が、それぞれの立場で地域に根ざした、より効果的な活動を継続していくことが必要です。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

子どもたちを守り育てる活動を県、市町村、事業者、県民、学校、警察等の各種関係団体や機関等が推進していることから、それらの主体に対して「ちゅらさん運動」の行動啓発を行うとともに、各主体同士の協働による取り組みを推進します。

具体的には、以下の支援を行います。

- ① 毎月3日の「ちゅらさん運動」の日の県民への周知、「ちゅらさん運動」ロゴマークの普及浸透を図るために広報啓発を行います。
- ② 県が率先して公共施設の防犯・安全点検を行うことにより、市町村や事業者、県民に対して、安全・安心な環境整備の取り組みを促します。
- ③ 「ちゅらさん運動」の具体的な取組事例、活動の方法等の広報啓発を行い、「ちゅらさん運動」の普及浸透を図ります。

○ 県の関連事業名

安全なまちづくり推進事業

